

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成29年4月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600764号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700007号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年4月29日から同年5月1日に訂正し、昭和40年4月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和40年4月29日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和40年4月29日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和40年4月29日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険の資格喪失年月日が昭和40年4月29日に、次の同社B事業所における厚生年金保険の資格取得年月日が同年5月1日になっているために、同年4月が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。

転勤しただけであり、請求期間も継続して勤務していたので、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された永年勤続賞の受賞者として請求者の氏名が掲載されている社報、雇用保険の記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(A社から同社B事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、複数の同僚は、請求期間当時、請求者がA社で勤務していた旨回答していることから、昭和40年5月1日とすることが必要である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年3月の厚生年金保険の記録から、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600805 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700008 号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額に係る記録を98万1,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

日本年金機構の記録では、A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成20年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成20年*月*日から平成21年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成 20 年 12 月 12 日に係る標準賞与額については、A 社から提出された「2008 年 12 月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び B 健康保険組合の回答における賞与額から、98 万 1,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600806 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700009 号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額に係る記録を47万5,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

日本年金機構の記録では、A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成20年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年*月*日から平成21年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成20年12月12日に係る標準賞与額については、A社から提出された「2008年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答における賞与額から、47万5,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600807号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700010号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額に係る記録を51万1,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

日本年金機構の記録では、A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成20年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成20年*月*日から平成22年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成20年12月12日に係る標準賞与額については、A社から提出された「2008年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答における賞与額から、51万1,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600809号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700011号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額に係る記録を48万2,000円とすることが必要である。

平成20年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

日本年金機構の記録では、A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2008年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成20年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成20年＊月＊日から平成21年＊月＊日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成 20 年 12 月 12 日に係る標準賞与額については、A 社から提出された「2008 年 12 月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び B 健康保険組合の回答における賞与額から、48 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600810 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700012 号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月12日の標準賞与額に係る記録を26万3,000円とすることが必要である。

平成19年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月12日

日本年金機構の記録では、A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成19年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成19年＊月＊日から平成20年＊月＊日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成19年12月12日に係る標準賞与額については、A社から提出された「2007年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及びB健康保険組合の回答における賞与額から、26万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600916号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1700013号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年6月28日は60万5,000円、同年12月12日は14万8,000円とすることが必要である。

平成19年6月28日及び同年12月12日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和54年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成19年6月28日
② 平成19年12月12日

日本年金機構の記録では、A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与に係る記録が将来の年金額に反映する記録となっていない。年金記録の訂正請求を行うために最近会社から受け取った賞与明細書を提出するので、将来の年金額に反映するように標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2007年6月度賞与明細」及び「2007年12月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届並びにB健康保険組合の回答により、請求者は、平成19年6月28日及び同年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成19年*月*日から平成20年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年11月15日に提出したため、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間

に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の平成 19 年 6 月 28 日及び同年 12 月 12 日に係る標準賞与額については、A 社から提出された「2007 年 6 月度賞与明細」及び「2007 年 12 月度賞与明細」、同社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届並びに B 健康保険組合の回答における賞与額から、平成 19 年 6 月 28 日は 60 万 5,000 円、同年 12 月 12 日は 14 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600736号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

私は、大学卒業後の平成16年3月頃、A社に入社し、平成17年1月末日まで営業担当として勤務していた。平成16年12月に賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたのに、標準賞与額の記録が確認できない。記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社(B社の統括会社)は、請求期間に係る賞与を請求者に対して支給していない旨回答している上、同社から提出された請求者に係る賃金台帳においては、請求期間に係る賞与が支給されている旨の記載は確認できない。

また、請求者は請求期間に係る賞与を支給されたことが確認できる賞与明細書等を所持していないことから、請求者が賞与の振込口座を開設していたとする金融機関の預金取引明細について当該金融機関へ照会したところ、当該金融機関は、10年以上前の当該取引明細は提供できない旨回答しているほか、平成16年の社会保険料控除額等を確認できる課税資料について、請求者が請求期間当時に住民登録していたD市に対し照会したところ、同市は、当該課税資料については保管期限経過のため提供できない旨回答しており、請求期間の賞与の支給及び厚生年金保険料の賞与からの控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。